

参 照 条 文

○ 交通政策審議会令（抜粋）

（部会）

第七条 分科会は、その定めるところにより、部会を置くことができる。

2 部会に属すべき委員、臨時委員及び専門委員は、分科会長が指名する。

3 部会に、部会長を置き、当該部会に属する委員の互選により選任する。

4 部会長は、当該部会の事務を掌理する。

5 部会長に事故があるときは、当該部会に属する委員のうちから部会長があらかじめ指名する者が、その職務を代理する。

6 分科会は、その定めるところにより、部会の議決をもって分科会の議決とすることができる。

（議事）

第八条 審議会は、委員及び議事に關係のある臨時委員の過半数が出席しなければ、会議を開き、議決することができない。

○ 船員部会運営規則（抜粋）

（定義）

第二条 この規則において次の各号に掲げる用語の意義はそれぞれ当該各号に定めるところによる。

一 委員 交通政策審議会令第二条第一項に規定する委員をいう。

二 臨時委員 交通政策審議会令第二条第二項に規定する臨時委員をいう。

（部会長）

第四条 船員部会に、部会長を置き、船員部会に属する委員のうちから互選により選任する。

2 部会長に事故があるときは、船員部会に属する委員のうちから部会長があらかじめ指名する者が、その職務を代理する。

（議事）

第十条 船員部会は、使用者を代表する臨時委員、労働者を代表する臨時委員並びに委員及び公益を代表する臨時委員各一人以上を含む委員及び臨時委員の過半数が出席しなければ、会議を開くことができない。